

⑪ 原子力規制委員会

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中込 良廣)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保(安全確保)に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏きみ子)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:遠藤 怜)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jnes.go.jp/">http://www.jnes.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/">http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2012/</a>
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	B	B	B	1. 原子力安全基盤機構は平成24年9月に原子力規制委員会所管法人となったが、平成23年度業務実績評価については、移管前に経済産業省評価委員会において行われている。 2. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	B	A	A	B	
2. サービスの質の向上							
(1)検査等業務	A	A	A	C	B	B	
(2)安全審査関連業務	AA	A	A	B	A	A	
(3)防災関連業務	A	A	B	B	B	B	
(4)安全研究・安全情報関連業務	A	A	A	B	B	A	
(5)国際業務、広報業務	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他業務運営に関する重要な事項	—	—	—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.7.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成23年度においては、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応を最優先課題とし、原子力安全の専門機関として、又、機動性を有する独立行政法人として、事故対応に万全を期すよう安全審査等関連業務、防災関連業務、安全研究等関連業務、国際業務等を実行し、原子力安全・保安院等を支援した。また、検査未実施の事例を踏まえ設置した「検査等業務に係る第三者調査委員会」からの提言を受けて、検査等業務については、主体性、独立性の確保などに向けて改善に取り組んでおり、概ね業務計画を達成している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規学卒者は6名及び中途採用者は33名を確保。</li> <li>優秀な人材を確保する制度として、若手博士号取得者(ポスドク)にキャリアパスを提供する制度(特定雇用職員)を毎年募集型とした。</li> <li>機構の業務分野を基に、シンクタンク型(試験、研究、解析、調査業務等)、検査員・審査員型及び企画管理型の3つの代表的なキャリアパスを策定した。</li> <li>ワシントン事務所の管理経費を22年度比で30%削減。</li> <li>IT総コストを22年度実績比で32%削減。</li> <li>総人件費については、東京電力福島第一原子力事故の対応業務により時間外労働が増大し、42.3億円と前年度比6.1%の増となったが、常勤職員の計画的な採用を進めてきたことから、平成19年度比9.4%減となり、最終中期目標年度の目標とした4%減を達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リクルート活動の強化が人材確保の上で成果を上げている。高度の技術的スキルを保有することが必須の組織であるので、既成概念にとらわれず、多様な手段を用いて必要な人材を獲得する必要がある。</li> <li>新卒採用は、年齢構成の適正化が必要な機構にとって喫緊の課題である。この点に関し、大学へのリクルート活動の強化を通じて、新卒者の採用ルート確保に成功しつつある。これは、年度計画を越えた成果であると判断する。その他、人材育成や活動については、年度計画が着実に遂行されていると判断する。なお、人材育成については、職員の「地力」を向上させる一層の取り組みを求めたい。</li> <li>事故後の高負荷の下でも業務経費の削減施策を着実に進め計画以上の成果を上げた。</li> </ul>
検査等業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法及び原子炉等規制法に規定される検査等を522件実施。検査員の延べ出張日数は4664人・日。</li> <li>「検査等業務についての第三者調査委員会」を設置し、取り組み姿勢など様々な問題点を徹底的に分析抽出。</li> <li>同委員会からの報告を踏まえて、課題を整理し、主体性、独立性確保に向けて改善に取り組んだ</li> <li>検査等業務の改善に向けた研修など計画外研修の実施や、新たに公開した2件のeラーニング教材での受講を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法及び電気事業法に基づく検査等を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況確認等に係る立入検査への協力を行うなど年度計画を達成した。</li> <li>検査未実施の事例から指摘された検査業務プロセスの改善に対する取り組みも行われたところであるが、適正な検査体制の確保など改善に時間を要するものや検査員の質の向上のための研修の充実など継続的に実施するものについては、今後も引き</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>保安活動総合評価については、PI(Performance Indicator, 安全実績指標)等評価方法の改善検討を行うとともに、その評価手法に基づいて、試運用に向けて評価を実施。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて防災やシビアアクシデントの評価手法の改善の取り組みについては、保安院と連携を図っていく。</li> </ul>	<p>続いて改善に努めるとしており、これらの状況について引き続きフォローアップしていくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体としては、年度計画を達成している。一方、「検査等業務についての第三者調査委員会」をすみやかにJNES内に設置し、問題点を分析抽出した結果、組織体制を改めるなど、改善に着手している。</li> </ul>
安全審査関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発に対する原因究明の一環として格納容器の脆弱部分(ペロー部やフランジシール部等)の評価を実施。</li> <li>発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(ストレステスト)として、保安院との合同チームにて、事業者作成の報告書の審査を実施。「報告書の精査」「事業者とのヒアリング」において技術的な視点から保安院の支援を行うとともに、「意見聴取会での委員対応」「現地調査」「IAEA対応」「審査書作成」「原子力安全委員会対応」等についても、技術的な視点から一連の作業を保安院と協同して実施。</li> <li>国内外の事故・故障事象を対象にして、事象の安全性への潜在的な影響を体系的に分析し、リスク情報を用いた概略評価を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故対応のために、当初計画とは異なる業務内容を速やかに実施する必要があったが、柔軟に対応し、種々の重要な安全解析・安全審査関連業務を実施している。とりわけ、事業者の行った発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(ストレステスト)の妥当性確認や、年度計画では想定されていなかった原子力災害現地対策本部からの依頼事項に的確に対応した点などは評価できる。</li> <li>福島第一原子力発電所事故に関連して必要とされた数多くの技術的検証は、年度計画で想定されていなかった内容も含め、迅速かつ適切に行われた。</li> </ul>
防災関連業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故への対応として、官邸、保安院等に対する技術支援のための専門技術者の派遣、中期的な安全確保のための要件、審査基準案等の保安院へ提示、シビアアクシデント対策の規制要件化、原子力災害対策の見直し等の支援を実施。</li> <li>地方自治体からの要請を受けて防災訓練への支援を実施。</li> <li>オフサイトセンターへの生活環境維持機材、非常食料、遮へい機能付防護服、通信機器等の整備、緊急時対策支援システム(ERSS)の24時間監視体制及び異常確認時の通報体制の整備等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故についての事故対策、対応について、関係機関への支援を積極的に行うとともに、中期的な安全性確保について、適切な安全審査基準の提案、シビアアクシデントの規制要件化、原子力災害対応の見直しなど技術的に的確なサポートを行っている。</li> <li>また、防災に関わる人的支援体制、訓練の強化等のソフト面での充実、並びにオフサイトセンターへの遮へい機能付防護服の追備等は図られたが、オフサイトセンターが具備すべきハード面での要件についても明確化を図り、充実に向けた取り組みを行っていく必要がある。</li> </ul>
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ずしも緊急性が高くないと考えられる研究開発段階炉の高性能炉心に向けた燃料技術、地層処分等の規制要件の検討等の研究項目など9つのプロジェクトの実施を凍結。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所4号機の事故状況に鑑みて、同号機から試験体として提供を受ける予定であった高経年化対策に関する1件のプロジェクトを中止。</li> <li>新たな規制ニーズへの資源展開による修正として、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて緊急に1年で実施する7件の研究プロジェクト及び新たに取組むべき課題に対処するために実施すべき15件の研究プロジェクトを立ち上げるなど、計画を最適化。</li> <li>研究開発段階炉に関する安全研究計画については、新たに策定される原子力政策大綱を踏まえ、平成24年度中の実施も含めて再設計を行うこととした。</li> <li>安全研究テーマの抽出を行うための基礎・基盤研究を平成23年度で廃止。</li> <li>これまでに整備したシビアアクシデント解析手法を用いて東京電力福島第一原子力発電所事故に係る種々の解析を行い、事故を分析し保安院の事故対応を迅速に支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に重点化した安全研究プロジェクトの見直しや新たなマネジメントシステムの構築に向けた体制見直しなど年度計画は着実に遂行された。</li> <li>福島第一原発事故への対応、プロジェクトの見直し、マネジメントシステムの改革などを含め、年度計画は、着実に遂行されている。</li> <li>安全研究のなかでも地震ハザードの評価、津波PSAなど東日本大震災の教訓を受けた原子力発電所の安全性向上への取り組みにおいて、技術的クオリティの高い業務を実行している。</li> <li>これら事故対応案件については、限られた時間内で研究を進め、一定の成果をあげているが、今後は、防災、廃棄物分野等において、国民が期待する研究成果を提供していくことも必要である。</li> <li>地震ハザードの評価、津波PSAなど、東日本大震災の教訓を受けた原子力発電所の安全性向上への取り組みにおいて、技術的クオリティの高い業務を実行している。これらを含めた取り組みは年度計画を越えた業務の達成状況であると判断する。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 拡散シミュレーション結果については、平成24年10月26日に本法人が実施した拡散シミュレーション結果の処理の一部に不備が判明したほか、九州電力株式会社が本法人に誤ったデータを提出したことから、同年11月6日に計算結果に誤りが確認されるなど、再三の修正が必要となった。今後の評価に当たっては、原子力規制委員会による指示に基づき、シミュレーション結果についての総点検が適切に行われているか、また、根本原因を含む原因分析が適切に行われ、再発防止策の実効性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。
- 会計検査院の平成23年度決算検査報告において、放射線測定器等の調達契約に当たり、放射線測定器の校正費を重複して積算していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていて不当であると指摘されている。今後の評価に当たっては、本法人が同指摘事項に対して講じた措置等について明らかにするとともに、当該措置等が適切に実施され、契約の妥当性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。

